

日バス協業第384号

令和3年9月30日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会 長 清 水 一 郎

新型コロナウイルス感染症の感染者の運送に関する  
営業区域外旅客運送について

平素より当協会の業務につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染者の輸送に関する道路運送法第20条の取扱いについて（令和3年8月11日付け 国土交通省事務連絡。以下「感染者運送に関する事務連絡」という。）によって運用されてきた新型コロナウイルス感染症の感染者（以下「感染者」という。）の運送に関する営業区域外旅客運送について、緊急事態宣言の解除が見込まれることを踏まえて、下記のとおり取り扱いを定める旨、国土交通省自動車局旅客課長より別紙のとおり事務連絡がありましたので、各都道府県バス協会においてご了知いただくとともに、貴協会傘下会員事業者へご周知いただきますようお願いいたします。

記

「感染者運送に関する事務連絡」による運用により、緊急事態宣言が発出された緊急事態措置区域において、これまで感染者の運送を行ってきた当該運送の営業区域外に存する一般旅客自動車運送事業者は、緊急事態宣言が解除された日以後においても、当分の間、当該地域の感染者数等の状況や地方自治体のニーズに応じて、引き続き道路運送法第20条第1号に該当する「営業区域外旅客運送」として運送の申し込みを引き受けることができるものとする。

【担当】

日本バス協会業務部

中尾・近本

TEL 03-3216-4014